

議案第109号

茨城県フラワーパーク条例の全部を改正する条例を制定することについて

茨城県フラワーパーク条例の全部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和2年11月30日 提出

石岡市長 谷 島 洋 司

提 案 理 由

茨城県フラワーパークの大規模リニューアルに伴い、茨城県フラワーパーク条例の全部を改正するため。

茨城県フラワーパーク条例

茨城県フラワーパーク条例（平成18年石岡市条例第42号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 花と緑に親しむ憩いの場を供与するとともに、石岡市への観光客の誘致を図るため、茨城県フラワーパーク（以下「フラワーパーク」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 フラワーパークの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
茨城県フラワーパーク	石岡市下青柳200番地

（指定管理者による管理）

第3条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にフラワーパークの管理を行わせる。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第4条 指定管理者が行うフラワーパークの管理の業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 施設の利用の許可に関すること。
- (2) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

（開園時間）

第5条 フラワーパークの開園時間は、次表のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

期間	開園時間
3月から11月まで	午前9時から午後5時まで

12月から翌年2月まで	午前9時から午後4時まで
-------------	--------------

(休園日)

第6条 フラワーパークの休園日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て臨時に開園し、又は休園することができる。

(1) 火曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあたる場合は、当該休日以後の直近の休日でない日とする。

(2) 12月28日から翌年1月2日までの日

(入園の制限)

第7条 指定管理者は、フラワーパークに入園しようとする者（以下「入園者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、入園を拒否することができる。

(1) 他人に危害を及ぼし、若しくは迷惑となる行為をするおそれがあると認められる者又はそのおそれのある物品、動物その他これらに類するものを携帯する者

(2) 施設、設備、展示品又は植栽物を損傷するおそれがあると認められる者

(入園料金及び施設利用料金の納入)

第8条 入園者又はフラワーパークの施設を利用する者（以下「施設利用者」という。）は、指定管理者に入園料金又は施設利用料金（以下これらの料金を「利用料金」という。）を納めなければならない。

2 入園料金は、別表第1に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。ただし、特別の催事等を行う場合における入園料金については、別表第2に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

3 年間フリーパス券の料金は、別表第3に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

4 施設利用者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 5 施設利用料金は、別表第4に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

(利用料金の収入)

第9条 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として收受させる。

(利用料金の減免)

第10条 指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の返還)

第11条 既に納入された利用料金は、返還しない。ただし、入園者又は施設利用者の責めに帰さない理由により利用できないときは、利用料金を返還することができる。

(損害の賠償)

第12条 入園者及び施設利用者は、故意又は過失によりフラワーパークの施設、設備、展示品、植栽物等を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(市の免責)

第13条 この条例又はこれに基づく規則に定める入園者及び施設利用者の義務の不履行による事故又は管理上の責めによらない事故については、市は一切その責めを負わない。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、この条例による改正前の茨城県フラ

ワーカー条例（平成18年石岡市条例第42号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

（石岡市公共施設の暴力排除に関する条例の一部改正）

3 石岡市公共施設の暴力排除に関する条例（平成17年石岡市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表中「茨城県フラワーパーク条例（平成18年石岡市条例第42号）」を「茨城県フラワーパーク条例（令和2年石岡市条例第 号）」に改める。

別表第1（第8条関係）

入園料金（1人につき）

（単位：円）

区分	個人	団体	ペット
大人	1,500	1,200	500
小人	500	400	

備考

- 1 「大人」とは、16歳以上の者をいう。
- 2 「小人」とは、6歳以上16歳未満の者をいう。
- 3 「団体」とは、20人以上の場合をいう。
- 4 「ペット」とは、愛玩を求めて飼育される動物をいう。

別表第2（第8条関係）

特別な催事等を行う場合における入園料金（1人につき）

（単位：円）

区分	個人	団体
大人	3,300	2,750
小人	1,650	1,370

備考

- 1 「大人」とは、16歳以上の者をいう。
- 2 「小人」とは、6歳以上16歳未満の者をいう。
- 3 「団体」とは、20人以上の場合をいう。

別表第3（第8条関係）

年間フリーパス券の料金（1人につき）

（単位：円）

区分	年間フリーパス券
大人	3,600
小人	1,200

備考

- 1 「大人」とは、16歳以上の者をいう。
- 2 「小人」とは、6歳以上16歳未満の者をいう。
- 3 「年間フリーパス券」の有効期間は、発行した日から1年間とし、利用は本人に限る。

別表第 4（第 8 条関係）

施設利用料金

区分	利用料金
展示温室	午前 9 時から午後 1 時まで 11,500円
	午後 1 時から午後 5 時まで 11,500円
	日額 23,000円
来園者センター	午前 9 時から午後 1 時まで 5,500円
	午後 1 時から午後 5 時まで 5,500円
	日額 11,000円
エントランスギャラリー	午前 9 時から午後 1 時まで 2,500円
	午後 1 時から午後 5 時まで 2,500円
	日額 5,000円
園内（屋外）	1 時間 10円／㎡